

平成21年度行政審査報告に係る市の対応結果

行政審査事項	審査の指摘事項	市の対応策	市の対応結果
はじめに	<p>近年、全国の都市において、都市の抱える環境課題（ごみ対策、地球温暖化対策、自然環境の保全・再生対策等）、環境問題及び都市環境政策などが論じられている。また、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊は、日本だけでなく世界全体においても喫緊の課題であり、地球環境保全が世界共通の重要課題となっており、国連気候変動首脳会合において、2020年までには1990年比で温室効果ガスの25%の削減を国際社会に約束した。（鳩山イニシアチブ）</p> <p>太田市においても、環境施策の体系的な展開を図るため平成19年4月に「太田市環境基本計画」が策定されている。その内容は、地球温暖化対策に関するもの、ごみの減量・リサイクルに関するもの、市域における自然環境保全・再生に関するものなどに分類されている。</p> <p>このうち、環境に多大な負荷を及ぼしているごみ問題は、最も身近で緊急の課題である。なぜなら、我々が毎日の生活を営む上で、家庭、職場、地域などからごみは必ず発生するものである。</p> <p>ごみ問題対策は、ごみの分別排出による資源ごみのリサイクルなどは市民アンケートなどにおいても関心が高く、ごみ処理及びリサイクル活動が太田市行政のなかで環境保護にどのように貢献しているかという観点からも重要視する必要がある。</p> <p>このようなことから、本委員会は、ごみ問題とリサイクルの活動を優先して取りまとめることとする。さらには、経済システムや環境教育など関連する事項にあわせての見解などを含め、市民、事業者、市の環境行政・施策などとの協働・連携を呼びかけていくことも意図した。</p> <p>さらには、太田市のごみ処理及びリサイクルに関する現在の取組みの検証と、今後の展開について計画の先見性などを明確にすることを目的とし、施設等の現地調査や、所管課に対するヒアリングなどを行い審査の結果を取りまとめたものである。</p>		

平成21年度行政審査報告に係る市の対応結果

行政審査事項	審査の指摘事項	市の対応策	市の対応結果
<p>審査の結果</p>	<p>本委員会では、平成10年に環境問題としてのダイオキシン対策及びごみ問題等を審査し、特にごみ問題はリサイクルの推進を含め「市民に対する意識啓発を高め、市としても将来に渡っての計画性・継続性をかんがみる体制を構築することが急務である。」と提言したところであるが、リサイクル推進のための分別収集が、効率的に実施され、また、市のホームページや市広報を通じて市民へ周知されており、さらに、太田市外三町広域清掃組合による「リサイクルプラザ」の設置運営等の取り組みについて評価するところである。</p> <p>また、本市では、健康で快適な市民生活を実現することを目的として、環境面における施策を総合的かつ体系的に取りまとめた「太田市環境基本計画」（平成19年4月）を策定している。この計画では、環境施策の体系的な展開を図り、各主体（市民・事業者・行政）の社会経済活動における環境保全・環境美化への取組み行動指針を示しており、平成19年度から平成28年度までの10年間（5年程度で見直し）の計画期間である。この計画では、循環型社会の構築を目指し「ごみの減量とリサイクルを進めるまち」を掲げているものである。</p> <p>今回の審査は、循環型社会の形成に向けたごみ処理について、ごみの増加及び質的多様化の対応や循環型社会への取組み等について、主眼を当てて行ったものであるが、ごみ問題は、報告書のなかにおいても述べたとおり、地域人口の増加と経済活動の活発によって複雑化する方向に移行していくのではないかと危惧される。</p> <p>現に、太田市環境基本方針では平成28年に家庭系ごみの総量を36,224トン（減量率39%）との数値目標が設定されているが、平成20年度には前年比345トン増加している。目標を実現するためには、平成28年度まで毎年約1,824トン減少させていかなければならない。また、リサイクル率を30%にするという数値目標も併せて設定されているが、実現のためには平成28年度まで毎年0.85%のリサイクル率の向上が必要とされる。この計画においては、人口増加率等を加味しての計画数値であるかは、疑問視されるところでもある。</p> <p>ごみの排出と経費は、群馬県内の前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市と太田市を比較すると、1人当たり年間排出量は最も少ないが、1人当たり経費及び1トン当たり経費は最も高くなっている。</p> <p>今後、ごみ処理経費の増加が予想されるなか、市の税金などが年々減収傾向にあることから、これが財政を圧迫することも想定されるので、更なる改善が必要である。</p> <p>ごみの収集・焼却処分等の効率化を図りつつ、費用対効果の観点からより一層精査しまた、環境保全・ごみ問題・リサイクルの推進については、その施策に関する情報提供は、さらに、市民にわかりやすい情報の提供方法等検討するなど、情報の周知徹底して身近に思えるように訴えていく必要がある。</p>	<p>ご指摘のとおり、家庭系ごみの総量については平成16年度を基準値として平成28年度には39%の減量率を達成し、リサイクル率についてはごみ排出総量の30%を達成するとの努力目標を掲げております。この目標値は、合併による新市誕生後、ごみ減量に効果が高いとされている従量制二段階方式による廃棄物処理の有料化（指定有料ごみ袋販売単価や処理施設へのごみ持込時の処理料金について、一定の範囲内の場合は低額とし、その範囲を超える場合は高額にするという方法 ※現在は単純重量方式による有料化）やバイオマス施設の設置、灰溶融炉（炉）の本格稼働等を前提に設定されたものであり、これらの施策が実現していない現状では達成が困難な数値となっていることから、特に家庭系ごみの減量率については、より現実に即した計画数値への見直しが必要であると考えております。しかしながら、ごみの減量は地球環境の保全に寄与する資源循環型社会の構築に向けて必要不可欠ですので、現行事業の様々な角度からの改善や効果的な新規事業の実施に向けた継続的な研究・検討を行い、ごみの削減に鋭意取り組んでまいります。</p> <p>ごみ処理に関する一人当たり経費及び1トン当たり経費が県内で最も高くなっている原因としては、ごみ処理施設の老朽化による維持補修費と灰溶融炉事業に係る委託料が他市と比較して多い点が挙げられます。灰溶融炉事業については循環型社会構築を推進するための一助となる焼却灰の再資源化を図るために有効な手段であると考えられており、群馬県内では唯一の実施団体でありました。しかし、経費面の問題から平成20年度末をもって運転を休止し、平成21年度からは全量を最終処分による埋め立てへと移行したところです。また、より効率的なごみ処理を目指すため、平成30年度を目途とする広域による新たなごみ焼却施設の稼働に向けて、近隣市町との共同による調査研究を開始しました。なお、新たなごみ処理施設の建設・稼働までの間は、現在のごみ焼却施設による安心・安全なごみ処理を実施するため、設備機器の点検の励行と迅速な補修等を行ってまいります。</p> <p>環境保全やごみ問題、リサイクル推進に関する施策情報については、その内容に関する数量処理が多岐に亘ることや抽象的な捉え方にならざるを得ない部分があることから、市民の皆様に分かりやすい形で提供できていなかった感は否めません。しかしながら、本年度においては市広報紙において2頁に及ぶごみ特集記事を展開したことを始め、廃棄物分別の徹底によるリサイクル推進に関する内容を柱とする情報を市広報紙や市ホームページを通じて提供するとともに、廃棄物処理施設市民見学会を開催するなどして、わかりやすい情報提供を図っております。今後もこれらの情報媒体や機会を積極的に活用するとともに、多くの市民の皆様が関心を高め、理解を深めていただけるよう、より分かりやすい情報伝達方法を研究・実践し、質量ともに充実した情報提供に努めます。</p>	<p>ごみ削減に向けた現行事業の改善や効果的な新規事業の実施に関する研究・検討内容につきましては、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）資源循環型社会形成の一助として、主に家庭から排出される生ごみを堆肥化して利用する市民の拡大を目指し、市民団体との協働による生ごみ堆肥化講習会を全ての行政センターを巡回して実施いたしました。 （2）家庭から排出される廃食用油のリサイクルを促進するため、これまで民間団体の主催により実施してきた回収事業を行政主導に改め、回数を増やして実施いたしました。 （3）市清掃センターで焼却処理する廃棄物のうち、組成分析値において大きな割合を占める紙類のリサイクル促進によるごみ減量を図るため、紙類の分別排出徹底という現行施策の推進に努めました。また、併せて、新たな効果的施策の実施に向けた研究・検討を進めております。 （4）その他、ごみ削減に直接的に結びつくものではありませんが、適正な一般廃棄物排出・回収システムを維持・強化するための施策（ごみステーションに排出された資源物の持ち去り禁止）を進めるための条例整備（施行は平成23年4月1日）、さらには、廃棄物収集作業によって発生する環境負荷を軽減するためのハイブリッドパッカー車の導入などを行いました。 <p>今後の廃棄物（ごみ）削減目標、特に家庭系ごみの減量目標については、将来的には大幅な減量を実現することを念頭に置きながらも、合併新市誕生以降及び今後の人口変動や一般廃棄物の減量動向、さらには、減量に向けた新たな大型施策実現の可能性などを考慮した上で、より現実的な数値目標への見直しを行い、新生太田総合計画「後期行動計画」等において見直し後の目標値を掲げることといたしました。</p> <p>ごみ処理経費については、平成20年度末から灰溶融炉の運転を休止し、焼却灰の全量を最終処分場に埋め立てることにより、約9,160万円の業務委託費削減に繋がりました。</p> <p>広域による新たなごみ焼却処理施設の設置・稼働に向けての調査・研究にしましては、太田市外三町広域一般廃棄物処理施設整備研究会において継続して行っております。また、新たなごみ焼却処理施設の設置・稼働までの間、既存のごみ焼却処理施設を安定稼働させるため、設備機器の点検励行と計画的な補修工事を実施して大規模な故障等が発生しないよう努めております。さらには、廃棄物収集運搬許可業者の搬入した廃棄物の抜き打ち検査等を積極的に実施し、不適切なごみの搬入が無いよう指導を強化するとともに、違反ごみについては持ち帰り指示を徹底しております。</p> <p>ごみ問題やリサイクル推進に関する情報提供については、これまでと同様に市広報紙等を活用し、廃棄物の適正排出に関することを中心とした啓発記事を随時掲載するとともに、市内における一般廃棄物排出量に関する情報を毎月、市広報紙に掲載する事務を新たに開始いたしました。なお、審査委員会のご提言にもありますように、市民・事業者・行政が協働・連携してごみ問題やリサイクル推進、事業コストの削減に取り組む体制の構築に向け、今後もより積極的な情報提供を心がけてまいります。</p>

平成21年度行政審査報告に係る市の対応結果

行政審査事項	審査の指摘事項	市の対応策	市の対応結果
提言	<p>(1) 地域人口の増加とごみ処理対策 近年の市町村合併により、面積、人口規模とも拡大している。このことにより、ごみの量は増加し、一自治体での現状の施設では処理能力が限界に近づくなど、他の自治体においても同様の課題があると考えられるので、地域（自治体間）が連携し、政策の統合を図り協調して施策を進めるべきである。 また、すべて行政主体でなく、民間にできることは民間に任せていくという考えのもとで、民間との役割分担についても、改めて見直す必要がある。</p> <p>(2) ごみ処理費負担の公平性の検討 本市においては、ごみ袋の有料化等により、処理費用の一部を市民が負担するシステムを導入したことがごみの減量化に繋がり、ごみの排出の抑制には一定の効果があると判断される場所であるが、ごみ処理費などは清掃事業費に占める割合が高く、更なるコストの削減を図る必要がある。 このようなことから、排出量（市民・事業者）に応じた新たな負担の公平性が必要であるとする。しかし、全体的なごみ処理経費から見た場合、その負担割合として妥当であるか。すなわち、ごみ全体の排出量による家庭系、事業系ごみの排出量や排出者（市民・事業者）からみた負担感が大きくないかなどを検討する必要がある。 そして、今後においては、ごみ処理手数料の設定を見直してしていく必要があり、検討すべきである。その場合においては、他の自治体との均等を含めてごみ処理経費の詳細を公開していくことが求められていることにも留意する必要がある。</p> <p>(3) リサイクル推進とコスト ごみの減量化に向けて、資源ごみを分別排出することによりある程度のごみを減らすことは可能となっている。しかし、収集、処理等の経費（コスト）を市が負担している。今後、資源回収によるリサイクル推進が進むことにより費用は増大し、新たな市の財政圧迫の要因になると想定される。 今後は、リサイクルシステムを充実し、効率的、効果的に実施し、行政と住民、事業者の協力、協働システムを充実させ、リサイクルの推進とコスト削減が図られるような新たな施策が必要である。</p> <p>(4) 環境教育の推進 環境教育は、地域ぐるみでその必要性や対策を啓発・推進することが重要である。そのためには、学校教育においては次世代を担う子どもに対して、今まで以上に学校教育や地域において、学習活動を提供する場を設ける必要がある。また、あらゆる年代、あらゆる立場の人に対して環境教育の場を適切に提供し、世代を超えたコミュニティーのなかの交流を活かしながら、地域に密着した取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(5) 市民・事業者・市の役割 循環型社会に向けたごみの発生抑制とごみ処理・リサイクル事業は「まちづくり」の一環として位置づけており、市民、事業者、市の環境行政・施策などとの協働・連携を呼びかけていくことも意図したものであり、市民・事業者が地域のごみ問題について共に考え、行政のみならず市民、事業者がそれぞれ当事者意識を持ち、それぞれが果たすべき役割やルールを決めて一体となった取組みが重要である。</p> <p>① 市民の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ問題に対する関心・理解を深める。 ・リサイクル事業、活動に積極的に参加する。 <p>② 事業者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な保管、排出、処理をする。 ・分別収集に協力する。 <p>③ 市の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体、事業者との連携協力体制づくり及び市民・事業者に対するPRや啓発を強力に推進する。 ・民間活力等による資源化技術や先進技術に関する調査・研究をする。 (バイオマスタウン構想等) ・徹底したコスト削減に努める。 		